

# 賃貸借契約書

地方独立行政法人山梨県立病院機構山梨県立中央病院 院長 中込 博（以下「甲」という。）と、  
とは、以下の機器の賃貸  
借について次のとおり契約を締結する。

## （契約の要項）

第1条 この契約の要項は、次のとおりとする。

- |           |                          |             |
|-----------|--------------------------|-------------|
| （1）機器名    | 液化酸素装置一式                 |             |
| （2）規格及び仕様 | 別紙仕様書のとおり                |             |
| （3）契約単価   | 設置型液化酸素装置                | 円／式・月       |
|           | 携帯用液化酸素装置または携帯用酸素ポンペ     | 円／式・月       |
|           | 呼吸同調式デマンドバルブ             | 円／式・月       |
|           | ※液化酸素の代金は賃貸借料に含むものとする。   |             |
| （4）予定数量   | 別紙仕様書のとおり                |             |
| （5）契約期間   | 令和5年4月1日                 | ～ 令和6年3月31日 |
| （6）契約保証金  | 契約単価に予定数量を乗じた額の100分の10以上 |             |

※ただし、地方独立行政法人山梨県立病院機構契約事務取扱規程第26条第3号に該当する場合は免除

## （基本契約と個別契約）

第2条 本契約は、本契約有効中に甲乙間に締結される酸素供給装置（設置型液化酸素装置、携帯用液化酸素装置又は携帯用酸素ポンペ、呼吸同調式デマンドバルブ以下「本装置」という）の保守点検業務の委託及び機器の賃貸借に関する個別の契約（以下、「個別契約」という）について、その内容として共通に適用されるものとする。

2 甲が、甲乙両者が合意する様式による在宅酸素療法指示書に必要事項を記入の上、乙に交付し乙がこれに対し、受注書を甲に交付したときに個別契約が成立するものとする。

## （機器の引渡等）

第3条 乙は、個別契約に定める引渡し期日に、同じく個別契約に定める引渡し場所において、本装置を甲に引き渡す。ただし、天災地変等の不可抗力の事情によって引渡しが延滞した場合、乙はその責任を逃れるものとする。

2 乙は、引渡し場所に本装置を設置し、試運転を行うものとする。

3 乙は、本装置の設置について使用者に使用方法、緊急時・故障時の連絡方法等について十分に説明の上、これを印刷したものを渡し、さらに本装置にも掲示するものとする。

4 本装置の試運転が完了し、乙がこの旨を使用者に通知したときに本装置の引渡しが完了したものとする。乙は、本装置の引渡しが完了したときは、「酸素供給装置設置書」を作成し使用者の確認を得た後、甲に提出する。乙はその写しを保管するものとする。

5 本装置の引渡し前に生じた本装置の損失、破損変質その他一切の損害は、甲の責に帰すべきものを除き乙の負担とする。

## （酸素装置の交換及び保守点検）

第4条 酸素の交換及び保守点検は、甲の承認を得て乙が行い、使用者は乙に直接酸素の交換及び配送を依頼する。

## （賃借料の支払）

第5条 乙は、毎月初めに前月中の設置台数を取りまとめ、甲の確認を得て、前月分の賃

貸借料を甲に請求できるものとし、甲は、乙から適法な請求書を受領した日から30日以内に行うものとする。

2 前項の請求額は第1条第3項の契約単価に設置台数を乗じた金額に、当該金額の消費税及び地方消費税額を算出し加算した金額（ただし、当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とする。

#### （事情変更）

第6条 この契約締結後において、法令の改正、経済情勢の著しい変動その他、やむを得ない理由により第1条第3項の契約単価を改定する必要があるときは、甲乙協議のうえ、その額を変更できるものとする。

#### （延滞違約金）

第7条 乙の責めに帰する理由により、引渡期限までに機器を引渡さない場合には、甲は、乙に対して延滞違約金を請求できるものとする。

2 前項の延滞違約金の額は、引渡期限の翌日から引渡した日までの日数に応じ、契約単価に予定数量を乗じた額に対して民法（明治29年法律第89号）第404条の法定利率を乗じて得た額とする。ただし、遅延利息の額が100円未満であるときは遅延利息を支払わないものとし、その額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

#### （支払遅延に対する遅延利息の額）

第8条 甲の責めに帰する理由により、第5条の支払期限までに貸借料を支払わない場合は、乙は甲に対して、前項の支払期限の翌日から支払いをする日までの日数に応じ、甲が支払うべき金額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき、財務大臣が銀行の一般貸付利率を勘案して決定する率を乗じて得た遅延利息の支払いを請求することができる。また、遅延利息額に100円未満の額があるときはこれを切り捨てるものとする。

#### （解除等）

第9条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、本契約の全部又は一部を解除し、違約金として契約単価に予定数量を乗じた額の100分の10に相当する金額を徴収することができる。

- (1) 乙がこの契約に違反したとき。
- (2) 乙がこの契約を履行できないと認められるとき。
- (3) 自己又は自社の役員等が、次のいずれかに該当する者であることが判明したとき、又は次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したとき。
  - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした者
  - エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者
  - オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が上記アからオまでのいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結した者

#### （費用の負担）

第10条 この契約の締結に要する費用及び機器引渡、引取に要する費用は、乙の負担とする。

(甲の注意事項)

第11条 甲は、善良なる管理者の注意をもって機器を使用するものとする。

- 2 甲は、自ら又は使用者をして乙に無断で本装置の改造その他本装置に変更を生ぜしめるような一切の行為をしてはならない。
- 3 甲は使用者に本装置を使用させるにあたって、主治医の処方及び本装置の取り扱い説明書に従い正しくこれを使用させるものとする。
- 4 甲は、自ら又は使用者をして自己の責任において本装置を使用するものとする。
- 5 甲は、使用者が本装置の設置場所を変更する場合はあらかじめ乙に通知する。

(乙の注意事項)

第12条 乙は、本装置の保守点検業務に必要な従業員を確保しなければならない。

- 2 甲は、乙の作業員が不適格であると認めた場合は、その理由を付し乙に申し出ることができるが、その変更等の権限は乙に属するものとする。
- 3 乙は、自ら又はその指定する者をしてあらかじめ甲又は使用者に通知の上、本装置の設置場所に立ち入り本装置の保管状況について検査することができる。
- 4 乙は、乙の従業員に対する研修訓練を定期的に行う。

(定期保守点検)

第13条 乙は、本装置の引渡し完了後、原則として液化酸素装置及び携帯用酸素ボンベ（調整器を含む）は3ヶ月毎に「酸素供給装置定期保守点検標準作業書」により定期点検を行うものとし、これにかかる費用は乙が負担する。乙は、点検終了の都度「定期保守点検標準作業書」を作成し、使用者の確認を得た後、その写しを保管するものとする。

(故障対応)

第14条 本装置に故障が発生した時は、甲は直ちに自ら又は使用者をして乙にその旨を通知するものとする。

- 2 甲又は使用者から乙に通知のあった本装置の故障及び前条に定める定期保守点検において発見された故障については乙が修理する。
- 3 乙は、甲又は使用者から修理要請のあった場合には、使用者に乙の従業員を派遣しその修理に当たるものとし、修理終了後、「修理作業報告書」を作成し使用者の確認を得た後、甲にそれを提出する。乙はその写しを保管するものとする。

(回収)

第15条 使用者が甲の指示等により本装置の使用を中止した場合は、甲はこの旨を乙に連絡するものとし、乙は本装置の回収をする。

(個人情報の保護)

第16条 乙は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報特記事項」を遵守しなければならない。

(装置の更新)

第17条 個別契約により取り決められた事由又は乙からの申し出により、甲がこれを認めて本装置を更新する場合は、乙は速やかに個別契約に定める引渡し場所において、更新された装置を甲に引き渡す。この場合、既存の装置については、乙が責任をもって回収するものとする。

(所有権の保全)

第18条 甲は、本装置の所有者が乙に属するものであることから第三者が本装置について権利を主張し、仮差押え又は強制執行の申し立て等をしようとした場合は直ちに乙にその旨を通知し、乙の指示に従うものとする。又、乙から本装置に乙の所有権を明示する表示、標識等を表示するよう申し入れがあったときは、甲はこれに従うものとする。

2 甲は、本契約の基づく本装置の賃借権を他のもののために譲渡し又は担保に供したりせず、乙の了解なしに本装置を他のものに使用させないものとする。

(保険)

第19条 乙は、乙の負担で乙を被保険者とする賠償責任保険を付するものとする。

(賠償責任)

第20条 甲が乙の責任に帰すべき理由により事故等を生じせしめた場合には、乙は甲に対してその損害に責を負うものとする。賠償の程度、方法については、甲乙で協議の上決定する。

(権利義務の譲渡)

第21条 乙は、本契約により生じた権利義務を第三者に譲渡してはならない。

(信義則)

第22条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

(疑義の決定)

第23条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、甲乙両者記名押印のうえ各自その1通を保有するものとする。

令和5年4月1日

甲 山梨県甲府市富士見1丁目1番1号  
地方独立行政法人山梨県立病院機構  
山梨県立中央病院 院長 中込 博

乙

**第1 基本的事項**

乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

**第2 秘密の保持**

乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

**第3 取得の制限**

1 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を取得するときは、その業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な方法により取得しなければならない。

2 乙は、この契約による業務を行うために本人から直接書面に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、業務の目的を明示しなければならない。

**第4 安全確保の措置**

乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

**第5 利用及び提供の制限**

乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。

**第6 複写又は複製の禁止**

乙は、甲の承認があるときを除き、この契約による業務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

**第7 再委託の禁止**

乙は、甲の承認があるときを除き、この契約による個人情報を取り扱う業務を第三者に委託してはならない。

**第8 資料等の返還**

乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡され、又は自らが取得し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、業務終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示した場合、または、法令により乙が保持を義務付けられている場合はこの限りではない。

**第9 従事者への周知**

乙は、この業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容のみだりに他人に知らせてはならないこと又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

**第10 事故報告**

乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

**第11 実施責任**

1 乙は、個人情報保護に関する考え方や方針に関する宣言の策定・公表により、自らが行う保護措置等を対外的に明確にし、説明責任を果たすよう努めるものとする。

2 乙は、個人情報の適正な取扱いを確保するため、管理責任者を設置するなど必要な責任体制を整備するよう努めるものとする。

**第12 調査**

甲は、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。

**第13 指示**

甲は、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不相当と認められるときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。

**第14 契約解除及び損害賠償**

甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項の内容に違反していると認めるときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。